

(証券コード 9810)
平成24年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
日 鐵 商 事 株 式 會 社
代表取締役社長 今久保哲大

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 7階 当社会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第35期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 自己株式（種類株式B）取得の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役8名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ns-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団を巡る経済環境

平成23年度の世界経済は、欧州債務問題の長期化や日本の震災影響などによって、先進国経済が低迷するとともに、先進国への輸出減少などから中国をはじめとする新興国経済も減速したため、成長が鈍化しました。

我が国経済は、東日本大震災による落ち込みからは緩やかに持ち直したものの、歴史的な円高進行から輸出が大きく減少し、実質GDPはほぼ前年度並みに止まりました。

② 業界の状況

鉄鋼業界においては、内需は、震災影響や輸出の減少などから製造業向けが落ち込み、前年度を下回りました。輸出は、円高やタイの大洪水の影響などから大きく減少しました。これらの状況から、我が国の粗鋼生産は前年度比3.9%減少の1.06億トンとなり、2年ぶりに前年度を下回りました。

③ 企業集団の状況

国内鋼材事業では、国内の鉄鋼流通・加工分野の再編の一環として、日鐵商事コイルセンター(株)、大阪鋼板工業(株)、(株)三井物産コイルセンターの合併により、NSMコイルセンター(株)を設立しました。また、地域・顧客密着営業の強化及び多品種営業の推進並びに国内、海外営業の一体化促進などを目的に、平成24年4月1日付けで営業組織の再編及び国内事業所の増設を決定しました。具体的には、複数の品種につき、国内営業と海外営業の組織を統合するとともに、新たな営業拠点として、盛岡営業所(岩手県)、北関東営業所(群馬県伊勢崎市)、姫路営業所(兵庫県)、熊本営業所(熊本県)、松江駐在(島根県)、松山駐在(愛媛県)を設置することとしました。

海外鋼材事業については、成長が期待されるアジアにおける販売・加工拠点の拡充等、更なる海外比率アップに向けて経営資源の重点的投入を継続しました。具体的には、需要伸長の目覚ましいインドネシアにおける現地企業との合弁コイルセンターの設立、インドのムンバイ事務所などでの人員増強、バングラデシュのダッカ事務所新設決定などであります。

原燃料、機材・産業機械事業については、鋼材事業に並ぶ柱として一層の拡充を目指し、原燃料では、原料炭安定調達を目的に、新日鐵とともに、モザンビーク原料炭開発プロジェクトを推進しました。機材・産業機械では、新日鐵グループ向け資機材の販売に加え、ロシア向けに資源開発用建設機械、製鉄機械部品やパイプライン用鋼材、コンプレッサーなどを輸出しました。

<営業成績－売上高、経常利益、当期純利益－及び財務体質>

【連結業績】

(単位：億円)

	当 期 (平成24年3月期)	前 期 (平成23年3月期)	対 前 期	
			金額	増減率
鋼材	8,667	8,229	438	5%
原燃料	1,564	1,959	△395	△20%
機材・産業機械	643	606	37	6%
売上高 < > 海外比率	<30.7%> 10,875	<30.8%> 10,795	<△0.1%> 80	1%
鋼材	67	78	△11	△14%
原燃料	23	24	△1	△4%
機材・産業機械	21	23	△2	△12%
経常利益	112	127	△15	△12%
当期純利益	68	74	△6	△7%

【単体業績】

(単位：億円)

	当 期 (平成24年3月期)	前 期 (平成23年3月期)	対 前 期	
			金額	増減率
国内	6,659	6,637	21	0%
貿易 < > 貿易比率	<32.5%> 3,200	<33.2%> 3,300	<△0.7%> △100	△3%
（輸出）	(2,843)	(2,853)	(△9)	(△0%)
（輸入）	(356)	(446)	(△90)	(△20%)
売上高	9,860	9,938	△78	△1%
経常利益	88	85	3	4%
当期純利益	50	49	0	1%

当連結会計年度の売上高は、震災影響はあったものの、鋼材販売価格が前期比で上昇したことなどもあり、ほぼ前期並みの連結10,875億円、単体9,860億円となりました。

経常利益については、連結は子会社の減益などから前期比12%減益の112億円、単体は4%増益の88億円となりました。

セグメント別に見ると、鋼材については、単体の国内鋼材が震災影響、海外鋼材はタイの大洪水の影響や中国向けの減少及び円高の影響がそれぞれあったものの、前期と比べ年度平均では販売価格が上昇したことから増収となりました。内外の子会社は、国内コイルセンター子会社の合併による増収を除けば、日本の震災やタイの大洪水の影響を受けた、中国やタイの子会社を中心に総じて減収となりました。

原燃料については、震災影響などによる内外需要産業の活動水準の低下に伴い、鉄鋼メーカーが減産したことから、ステンレス屑や原料炭などの取扱いが減少し、減収となりました。豪州における石炭権益を保有する子会社も生産減により減収となりました。

機材・産業機械については、機材は、震災影響があったものの、新日鐵向け大型設備の受注などにより増収となりました。産業機械は、ロシア向けの建設機械やパイプライン用鋼材の輸出が減少したものの、コンプレッサーなどの輸出増加が寄与し、増収となりました。建設機械関連事業を行うロシアの子会社は減収となりました。

海外売上高比率は30.7%、単体の貿易比率は32.5%と、それぞれ前期から僅かに低下しております。

当期純利益は、中国華南地区子会社の土地売却益など特別利益13億円、機材販売に係る補償損失引当、関係会社訴訟損失引当、投資有価証券評価損など特別損失10億円を計上した結果、連結は前期比7%減益の68億円、単体は1%増益の50億円となりました。

利益剰余金は連結355億円、単体189億円、自己資本は、連結492億円、単体366億円となり、自己資本比率は連結で前期末比0.3ポイント上昇し14.8%、単体は横這いの13.6%となりました。

借入金は連結672億円、単体557億円となり、DE比率は連結1.4倍、単体1.5倍と、それぞれ前期末比、連結で0.2ポイント、単体で0.3ポイント改善しました。

なお、当期の期末配当につきましては、一株当たり3円の予想を公表してまいりましたが、一株当たり4円とする（中間配当3円と合わせて通期7円）案を定時株主総会にお諮りすることといたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において、約16億円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しましたが、主なものは、インドネシアにおける事業用土地の取得及びベトナムのNSサイゴンコイルセンターの設備更新などであります。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米国経済は雇用環境の改善傾向や個人消費と生産が底堅く推移するなど緩やかに回復基調を辿っておりますが、欧州では依然として不安定な動きが続いており、欧州債務問題長期化の影響が中国や東南アジアなどへ波及することやイラン情勢の緊迫化、原油価格の高騰などの下振れ懸念も多くあります。

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要の本格化に伴う景気押し上げ効果が期待されるほか、米国経済の回復や中国をはじめとする新興国経済の持ち直し、超円高の修正などを背景に、回復基調を辿ることが期待されます。

鉄鋼業界においては、震災復興需要の本格化から公共土木の拡大が期待され、減少が続いていた設備投資も増加に転じるなど内需の回復が期待されます。外需は、欧州景気停滞や東アジア市場における競合の激化など、引き続き厳しい状況が続くと思われませんが、アジア新興国を中心とした鉄鋼需要の持続的成長が期待できることから、全体では緩やかな回復に転じると想定されます。

《中期ビジョンの策定》

当社グループは、10年前の経営危機から脱し、本年6月末に種類株式の償還が終了することにより、リストラクチャリングを完了いたします。そこで、今般、次にどのような企業グループを目指すのかという視点から、「中期ビジョン」を策定いたしました。

【中期ビジョンの骨子】

従来と同様、本年10月に誕生する新日鐵住金グループにおいても、その中核商社を目指すとともに、積極的に国内外の市場変化に対応し、商社としての存在価値を高め、同時に生産性の向上を図ります。

連結売上高1.5兆円、経常利益150億円を目標とします。

【連結収益・財務目標等】	目標	直近実績(平成21～23年度)
売上高	1.5兆円	1.0兆円（3年平均）
経常利益	150億円	106億円（同上）
海外売上高比率	40～50%	30.5%（同上）
自己資本比率	20%	14.8%（平成23年度末）

<セグメント別営業戦略>

1. 国内鋼材部門

従来以上に市場に深く入り込み、顧客ニーズを吸い上げ、ポジションを高めることにより、鋼材取扱数量、売上高の増加を図ってまいります。

- (1) 地域・顧客密着型営業の徹底
- (2) 需要増加の期待出来る成長分野（環境、省エネルギーなど）への取組み強化
- (3) 新日鐵住金グループの製品拡販
- (4) 鉄鋼加工・流通市場における再編・統合への積極的参画

2. 海外鋼材部門

中長期的に成長を続ける中国、インド、インドネシアなどアジアの新興国・途上国を中心に、世界の鉄鋼需要は増加することが見込まれることから、経営資源を積極的に投入することにより、海外事業を拡大してまいります。

- (1) 加工拠点の拡充
- (2) 販売拠点の拡充
- (3) 海外拠点の地場流通化・現地化の推進
- (4) 海外鋼材部門への人員投入と人材育成

3. 原料、機材・産業機械部門

原料、機材については、新日鐵住金グループにおけるメーカー商社としての機能の徹底的追求、産業機械については、取扱商品及び販売先・地域の拡大により、それぞれ増収増益を図り、原料、機材・産業機械部門として、連結収益への貢献拡大を目指してまいります。

<投資>

年間30～50億円の投資枠を設け、加工・販売拠点の整備・拡充、鉄鋼加工・流通業界における再編・統合への対応、資源投資など、事業戦略実行のため、積極的な投資を行ってまいります。

<配当方針>

当社は、業績の推移を踏まえ、経営基盤及び財務体質の一層の強化に向けた自己資本の蓄積や企業価値の向上のための投資、株主への継続的、安定的な利益還元に十分留意のうえ、経営上の最重要課題である配当方針を決定してまいりましたが、本年6月末に種類株式の償還が終了することを踏まえ、中期的には配当性向などを基準に業績に応じた配当を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の現状を何とぞご理解いただき、今後とも格別の支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	平成20年度 第32期	平成21年度 第33期	平成22年度 第34期	平成23年度 第35期(当期)
売 上 高	1,320,811	919,691	1,079,508	1,087,512
経 常 利 益	13,024	7,883	12,753	11,232
当 期 純 利 益 (1 株 当 た り)	7,419 (53.58円)	5,245 (37.83円)	7,432 (54.38円)	6,876 (50.70円)
純 資 産 (1 株 当 た り)	45,213 (262.28円)	48,509 (291.90円)	55,967 (319.60円)	58,189 (345.44円)
総 資 産	380,849	309,698	332,390	333,358

(注) 当社の発行している種類株式Bは、優先配当株式であるものの、残余財産分配については普通株式に優先するものではなく、また将来の一定利益の計上を条件として償還される株式でありますのでその実態を考慮し、1株当たりの純資産の算定にあたっては、普通株式と同等の株式として扱うことが妥当であると判断し、種類株式Bの残余財産の分配に係る定款の定めに従い、種類株式Bの発行済株式数を20倍して算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
N S Mコイルセンター株式会社	400百万円	61.0	鋼板の剪断加工、販売
信栄機鋼株式会社	100百万円	55.0	ステンレス鋼板などの加工、販売
日鐵商事溶材販売株式会社	50百万円	86.0	溶接材料、機器などの販売
NIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC. (米国)	10.3百万米ドル	100.0	鉄鋼製品、原料、燃料、物資、機材 などの輸出入
深圳深日鋼材有限公司 (中国)	10.0百万米ドル	79.9	鋼板の剪断加工、販売
東莞鐵和金属製品有限公司 (中国)	10.0百万米ドル	55.0	鋼板の剪断加工、販売
NIPPON STEEL TRADING (H. K.) CO., LTD. (中国)	46.5百万香港ドル	100.0	鉄鋼製品などの輸出入
NIPPON STEEL TRADING (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	100.0百万タイバーツ	100.0	鉄鋼製品などの輸出入
NSE LIMITED (ロシア)	25.0百万ロシアルーブル	100.0	機材などの輸入

(6) 主要な事業内容

事 業	主 要 商 品
鋼 材	H形鋼、形鋼、鉄筋用棒鋼、線材、軌条、厚中板、熱延薄板、冷延薄板、表面処理鋼板、ブリキ、電磁鋼板、鋼管杭、各種鋼管、鋼矢板、土木建材、建築建材、建築工事、特殊鋼、ステンレス、チタン製品
原 燃 料	石炭、鋼屑、半成品、合金鉄、製鉄・製鋼用副原料、石油、潤滑油、バンカーオイル、コークス、非鉄地金、ステンレス屑
機 材 ・ 産 業 機 械	製鉄機械、土木・鉱山用機械、その他産業機械、プラント用鋼材、電気通信計測機器、クレーン、機械部品、圧延ロール、O A機器

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本社（東京都）、大阪支店、名古屋支店、九州支店（福岡市）
主 要 な 子 会 社	N S M コイルセンター株式会社（東京都） 信栄機鋼株式会社（大阪府） 日鐵商事溶材販売株式会社（東京都） NIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC.（米国） 深圳深日鋼材有限公司（中国） 東莞鐵和金属製品有限公司（中国） NIPPON STEEL TRADING (H. K.) CO., LTD.（中国） NIPPON STEEL TRADING (THAILAND) CO., LTD.（タイ） NSE LIMITED（ロシア）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,231 名	177 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
616 名	2 名	39 歳 6 月	12 年 2 月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数は出向社員116名を除いております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,392
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	12,577
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,354

百万円

(10) 資金調達等についての状況

当社は資金調達の安定性と流動性確保を目的に、取引金融機関との間で、150億円の長期コミットメントライン契約を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 普通株式 134,801,000株 (うち自己株式270,376株)
種類株式B 400,000株
- (2) 株主数 普通株式 5,850名
種類株式B 1名
- (3) 大株主

株主名	持株数(千株)			持株比率(%)
	普通株式	種類株式B	株式数合計	
新日本製鐵株式会社	43,580	400	43,980	32.6%
三井物産株式会社	33,831	—	33,831	25.1%
山内正義	2,275	—	2,275	1.7%
日鐵商事社員持株会	2,234	—	2,234	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,113	—	2,113	1.6%
合同製鐵株式会社	1,993	—	1,993	1.5%
株式会社中山製鋼所	1,674	—	1,674	1.2%
日本電工株式会社	1,401	—	1,401	1.0%
トピー工業株式会社	1,366	—	1,366	1.0%
株式会社シンニッタン	1,300	—	1,300	1.0%

(注) 持株比率は自己株式(270,376株)を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役	今久保 哲 大 山 口 和 夫	鉄鋼貿易管理、鉄源・棒鋼、薄板貿易（自動車鋼板の貿易取引を含む）、鋼材貿易、鋼管、ステンレス・チタン・アルミ、技術サポート（海外業務）、海外を管掌 棒線・特殊鋼の貿易取引につき齋藤専務執行役員を補佐 機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、産業機械、原料、光営業所を管掌 薄板、自動車鋼板（貿易取引を除く）、棒線・特殊鋼、厚板、条鋼建材、東北支店、北海道支店、新潟営業所、北陸営業所、大阪支店、名古屋支店、九州支店、技術サポート（国内業務）、プロジェクト営業に関する事項を管掌 鋼管の国内取引につき山口専務執行役員を補佐 経営企画、財務、審査を管掌 人事、秘書、キャリアプラン推進、情報システムを管掌 総務、法務、環境、広報を管掌 (ひびき法律事務所 弁護士) (新日本製鐵株式会社 常務取締役)
取 締 役	横 山 雄 治	
取 締 役	齋 藤 晴 洋	
取 締 役	玉 川 明 夫	
取 締 役	植 村 明 男	
取 締 役	今 林 靖 博	
常任監査役（常勤）	海老原 生 夫	
常任監査役（常勤）	渡 辺 行 雄	
監 査 役	小 倉 良 弘	
監 査 役	太 田 克 彦	

- (注) 1. 監査役小倉良弘氏及び太田克彦氏は社外監査役であります。また、小倉良弘氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役太田克彦氏は長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 上記記載の者のほか当事業年度中に辞任した会社役員
平成23年6月28日付 監査役 松本 進
4. 平成24年4月1日以降の業務執行体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	主たる担当など
社 長 専務執行役員	※今久保 哲 大 ※山 口 和 夫	鉄鋼貿易管理、鋼材貿易、自動車鋼板、棒線・特殊鋼・チタン、厚板貿易、ブリキ貿易、海外を管掌 機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、産業機械、原料、光営業所を管掌 本社鋼材営業（厚板貿易、ブリキ貿易を除く）、北海道支店、東北支店、盛岡営業所、釜石営業所、北関東営業所、新潟営業所、北陸営業所、大阪支店、名古屋支店、九州支店、プロジェクト営業に関する事項を管掌
専務執行役員	※横 山 雄 治	
専務執行役員	※齋 藤 晴 洋	

地 位	氏 名	主たる担当など
専務執行役員	※玉川明夫	経営企画、審査、財務を管掌
常務執行役員	※植村明男	人事、秘書を管掌
常務執行役員	※山田林靖	山口専務執行役員を補佐し、中国を担当
常務執行役員	※今上総博諭	総務、法務、環境、広報、情報システムを管掌 齋藤専務執行役員を補佐し、本社鋼材営業（厚板貿易、ブリキ貿易を除く）、プロジェクト営業に関する事項を担当
執行役員	中野行雄	山口専務執行役員を補佐し、タイ、ベトナム、インドを担当
執行役員	森脇慶司	齋藤専務執行役員を補佐し、大阪支店を担当<大阪支店長> 大阪機材につき横山専務執行役員に協力
執行役員	関根由一郎	横山専務執行役員を補佐し、機材、君津支店、東海支店、大阪機材、九州機材、室蘭営業所、産業機械、原料、光営業所を担当
執行役員	中村敏明	山口専務執行役員を補佐し、鉄鋼貿易管理、鋼材貿易第一、棒線・特殊鋼・チタン、厚板貿易、ブリキ貿易、ドバイを担当
執行役員	末木裕治	山口専務執行役員を補佐し、鋼材貿易第二、自動車鋼板を担当
執行役員	加藤和彦	玉川専務執行役員を補佐し、経営企画、審査を担当
執行役員	富本音丸	山口専務執行役員を補佐し、鋼材貿易第三を担当
執行役員	前田真吾	齋藤専務執行役員を補佐し、名古屋支店を担当<名古屋支店長>
執行役員	岡山浩之	玉川専務執行役員を補佐し、社長特命事項を担当
執行役員	遠近政則	齋藤専務執行役員を補佐し、九州支店を担当<九州支店長> 九州機材につき横山専務執行役員に協力

※は取締役を兼務しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名	227, 285 千円
監査役 5 名	45, 665 千円 (うち社外 2 名 5, 820 千円)

※上記には、平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役 小倉良弘氏

ア) 重要な兼職先と当社との関係

同氏はひびき法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社との関係で記載すべき事項はありません。

イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
15回のうち15回出席
- ・監査役会への出席状況
14回のうち14回出席
- ・発言の状況
監査役として業務監査の観点から必要な発言を適宜行っております。

② 社外監査役 太田克彦氏

ア) 重要な兼職先と当社との関係

同氏は新日本製鐵株式会社の常務取締役であり、同社は当社の主要取引先であり、当社の大株主（第一位）という関係にあります。

イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
15回のうち11回出席
- ・監査役会への出席状況
14回のうち12回出席
- ・発言の状況
監査役として業務監査の観点から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第38条第2項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する社外監査役の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、各社外監査役との間で締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56,000千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56,000千円

(注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

2. 重要な子会社のうちNIPPON STEEL TRADING AMERICA, INC.、深圳深日鋼材有限公司、東莞鐵和金属製品有限公司、NIPPON STEEL TRADING (H. K.) CO., LTD.、NIPPON STEEL TRADING (THAILAND) CO., LTD.、NSE LIMITEDは上記の監査法人以外の監査法人から監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役会の決議により会計監査人を解任するほか、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には株主総会に当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行ったうえで、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各執行役員は、自部門における事業遂行上のリスクの把握・評価を行い、規程等に基づき対応する。

安全衛生、防災、情報管理、知的財産、環境・品質管理、財務報告の信頼性等、企業の社会的責任に関するリスクについては、当該リスクに係わる社内機能部門が全社横断的観点から規程等を整備し、各部門に周知するとともに、各部門におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言等の対応を行う。また、重要事項については、取締役会及び全般的な業務執行方針の審議機関である経営会議に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、損害・影響等を最小限にとどめるため、経営会議を直ちに招集し、社長の指揮のもと、迅速に必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画・事業戦略・投融资等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとし、各執行役員が遂行する。また、基本規定、組織規定及び業務規定において各執行役員の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部統制システムの運用については、各執行役員の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行うこととする。
各執行役員は、自部門における法令及び規定の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに当該内容に応じ、総務法務部、人事秘書部、財務部及びコンプライアンス管掌執行役員に報告する。報告を受けた部門は、各機能部門と連携し、是正及び再発防止に努める。
内部監査部門は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。
これらの部門は、業務上の法令違反等の重要な事実について、内部監査委員会、経営会議又は取締役会に報告する。
社員は、法令及び規定を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則及び賞罰規程に基づき懲戒処分を行う。
社員及びその家族から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を、社内・社外に設置・運用する。
法令及び規定遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・拡充する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各グループ会社の業務運営における判断の基準とするため、法令遵守等に関する社長通達を策定し、これを周知・徹底する。
当社グループは、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。
グループ会社の管理に関しては、関係会社管理規程において、グループ会社管理に関する基本的なルールを定め、グループ会社各社の管理を担当する執行役員のもと、その適切な運用を図る。
当社の各グループ会社の内部統制システムについては、各執行役員及びグループ会社の社長の責任のもと自律的な構築・運用を基本とする。
あわせて、各機能部門によるリスクマネジメント活動を通じて当社グループ会社の内部統制に関する施策の充実を図る。
当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受

けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

⑦ 監査役の監査に関する事項

取締役及び使用人は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役及び監査役会に報告する。

取締役は、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、取締役会及び経営会議において、監査役との間で情報を共有し、意思の疎通を図る。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

内部監査部門は、監査役との間で必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、事務局員若干名を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は専任配置とし、監査役のもとで監査事務に関する業務を行う。事務局員の人事異動・評価等については、監査役との協議を要するものとする。

(2) 株式会社の支配に対する基本方針

特記すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の推移を踏まえ、経営基盤及び財務体質の一層の強化に向けた自己資本の蓄積や企業価値向上のための投資、及び種類株式の償還などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への継続的、安定的な利益還元に十分留意のうえ、経営上の重要課題である配当方針を決定しております。

また、種類株式Bにつきましては定款の定めに従って実施しております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額・持株数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	291,293	流動負債	251,439
現金及び預金	20,860	支払手形及び買掛金	177,255
受取手形及び売掛金	227,531	電子記録債務	7,044
リース債権及びリース投資資産	4,586	短期借入金	52,205
商品及び製品	28,125	貿易債権流動化債務	2,917
繰延税金資産	1,138	未払法人税等	2,451
短期貸付金	5	賞与引当金	1,056
その他	9,526	その他	8,508
貸倒引当金	△480	固定負債	23,729
固定資産	42,064	長期借入金	15,000
有形固定資産	18,143	貿易債権流動化債務	4,312
建物及び構築物	6,610	退職給付引当金	505
機械装置及び運搬具	2,652	補償損失引当金	444
工具、器具及び備品	299	債務保証損失引当金	143
土地	8,283	訴訟損失引当金	245
リース資産	224	その他	3,078
建設仮勘定	72	負債合計	275,169
無形固定資産	1,544	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,209	株主資本	52,988
のれん	10	資本金	8,750
その他	325	資本剰余金	8,750
投資その他の資産	22,375	利益剰余金	35,560
投資有価証券	13,065	自己株式	△72
長期貸付金	208	その他の包括利益累計額	△3,737
繰延税金資産	570	その他有価証券評価差額金	341
その他	9,069	繰延ヘッジ損益	△46
貸倒引当金	△538	為替換算調整勘定	△4,032
		少数株主持分	8,938
		純資産合計	58,189
資産合計	333,358	負債純資産合計	333,358

連結損益計算書

（自 平成23年4月1日）
（至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売上高		1,087,512
売上原価		1,041,924
売上総利益		45,588
販売費及び一般管理費		34,846
営業利益		10,742
営業外収益		
受取利息	331	
受取配当金	178	
為替差益	60	
持分法による投資利益	479	
貸倒引当金戻入	467	
その他	489	2,006
営業外費用		
支払利息	1,182	
債権売却損	17	
その他	316	1,515
経常利益		11,232
特別利益		
固定資産売却益	1,318	
負債のれん発生益	64	1,382
特別損失		
補償損失引当金繰入	444	
訴訟損失引当金繰入	245	
投資有価証券評価損	222	
減損	78	
投資有価証券売却損	32	1,023
税金等調整前当期純利益		11,592
法人税、住民税及び事業税	4,515	
法人税等調整額	△212	4,302
少数株主損益調整前当期純利益		7,290
少数株主利益		413
当期純利益		6,876

連結株主資本等変動計算書

（自 平成23年4月1日）
（至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,750	8,750	33,846	△68	51,277
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,162		△1,162
当 期 純 利 益			6,876		6,876
自 己 株 式 の 取 得				△4,003	△4,003
自 己 株 式 の 消 却		△4,000		4,000	—
その他資本剰余金の負の残高の振替		4,000	△4,000		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,714	△3	1,711
当 期 末 残 高	8,750	8,750	35,560	△72	52,988

	その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘		
当 期 首 残 高	411	30	△3,559	7,808	55,967
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,162
当 期 純 利 益					6,876
自 己 株 式 の 取 得					△4,003
自 己 株 式 の 消 却					—
その他資本剰余金の負の残高の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△69	△77	△472	1,130	510
当 期 変 動 額 合 計	△69	△77	△472	1,130	2,221
当 期 末 残 高	341	△46	△4,032	8,938	58,189

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社の数 36社

② 主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

① 主要な非連結子会社の名称は、Takahashi Steel(H.K.)Co., Ltd.であります。

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用した関連会社の数 18社

主要な会社の名称は、NSステンレス㈱、蘇州日鉄金属製品有限公司、上海嘉日鋼板製品有限公司であります。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

① 主要な会社は、Takahashi Steel(H.K.)Co., Ltd.であります。

② 持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として法人税法に規定する基準に基づく定率法、海外連結子会社は主として見積耐用年数に基づく定額法によっております。

ただし、当社の建物（建物附属設備は除く）及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
主として法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準に基づく定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、次回賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
会計基準変更時差異（4,431百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法によりそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④ 補償損失引当金
機材納入契約等のクレームに係る損失に備えるため、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑥ 訴訟損失引当金
訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,629百万円
2. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関借入金等に対する債務保証であり、その主な保証先は次のとおりであります。また、保証人の中で負担の取決めがある場合には、当社の負担額を記載しております。

上海嘉日鋼板製品有限公司	770百万円
蘇州日鉄金属製品有限公司	677百万円
サントク精研株	277百万円
Siam Tinsplate Co., Ltd.	150百万円
その他 (4件)	252百万円
計	2,127百万円

- (2) 受取手形割引高 3,654百万円
- (3) 受取手形裏書譲渡高 150百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	134,801,000株
種類株式B	400,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	672	5円	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	種類株式B	57	71円50銭	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	403	3円	平成23年9月30日	平成23年12月1日
	種類株式B	28	72円3銭5厘5毛	平成23年9月30日	平成23年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	538	利益剰余金	4円	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
	種類株式B	28	利益剰余金	72円3銭5厘5毛	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によることとしております。

デリバティブ取引は、「デリバティブ取引管理規程」に基づき、実需が伴う取引に限定することとし、売買益を目的とした投機的行為は一切行っておりません。

なお、通貨関連では、輸出入取引における外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し採算を確定するため、取引の都度、決済に必要な外貨額について先物為替予約取引を行っております。

金利関連では、借入金等金融取引における支払利息の負担軽減又は金利変動リスクの回避を目的としたデリバティブ取引（金利スワップ及び通貨スワップ）を行っております。

コモディティ関連では、一部の固定価格で販売する商品における時価変動リスクの回避と採算確定を目的としたコモディティスワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出入取引に係る外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建ての営業債務がない場合は、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、海外連結子会社への産業機械の輸出に係る長期外貨建延払債権については、為替変動リスクを回避するため、債権発生後直ちに全額譲渡しております。

リース債権及びリース投資資産は、海外連結子会社における産業機械の所有権移転ファイナンス・リース取引に係る長期外貨建債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期外貨建債権として為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建貿易債権流動化債務があります。

投資有価証券は、営業戦略の展開に必要な投資として、主に取引先との関係強化のため保有している株式であり、市場価格の変動リスク、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。また、輸出入取引に係る外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、対応する外貨建ての営業債権がない場合は、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

一部の固定価格で販売する商品については、価格の変動リスクに晒されておりますが、コモディティスワップを利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達を目的に「資金管理規程」に基づき行っております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このうち長期のものについては、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ及び通貨スワップ）を利用してヘッジを行っております。

貿易債権流動化債務は、主に上述しました海外連結子会社への産業機械の輸出に係る外貨建債権の遡及義務付き流動化額を、連結上、債務として計上したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、商取引の安全性確保を主眼とし実行の可否を決定しております。

営業債権については、取引開始に先立ち、「取引限度取扱規程」に従って取引先ごとに設定された決済条件及び債権残高限度額に基づき管理するとともに、日常業務の遂行過程においては、取引先の状況の十分な把握やグループ内での密接な情報交換等により、回収懸念の早期把握や貸倒れ発生防止に努めております。

デリバティブ取引については、相手先の契約不履行による信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の市場価格の変動に係るリスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、対応する外貨建ての営業債権債務がない場合は、把握された為替リスクに対して、取引の発生の都度、決済に必要な外貨額について先物為替予約取引によりヘッジしております。一部の外貨建債権については、譲渡により為替変動リスクを回避しております。また、一部の固定価格で販売する商品については、コモディティスワップを利用して価格変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券の取得に際しては、「投融資管理規程」に基づき、発行体の業績や財政状態、証券市場の動向を分析し、期待収益率の算定など、経済性の評価を行った上で実行しております。取得後は、当該有価証券の時価、投資先の業績や財政状態、当社グループとの取引関係を定期的に把握し、保有意義の確認を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、営業活動における資金収支、投融資等を織り込んだ資金計画を四半期毎に作成し、月次でもより詳細な資金収支状況の把握、管理を行っております。

また、資金調達手段の多様化や複数の金融機関からの借入枠設定及び市場環境を考慮した長短借入金のバランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

さらに、資金調達の安定性と流動性確保を目的に、取引金融機関との間で、150億円の長期コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」における金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」(注1)(10)におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) - (A)
(1) 現金及び預金	20,860	20,860	—
(2) 受取手形及び売掛金	227,531	227,531	—
(3) リース債権及びリース投資資産	4,586	4,452	△133
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,352	5,352	—
資産計	258,330	258,196	△133
(5) 支払手形及び買掛金	177,255	177,255	—
(6) 電子記録債務	7,044	7,044	—
(7) 短期借入金	52,205	52,205	—
(8) 貿易債権流動化債務	7,229	7,135	△94
(9) 長期借入金	15,000	15,159	159
負債計	258,735	258,800	65
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

この時価については、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

この時価については、主に取引所の価格によっております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 貿易債権流動化債務

この時価については、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期借入金

このうち、長期固定借入金の時価については、残存期間における元利金のキャッシュ・フローを、残存期間について、現時点で同様の長期固定借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、長期変動借入金は、金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理の対象とされており（下記(10)②参照）、これらの時価については、金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された残存期間における元利金のキャッシュ・フローを、残存期間について、現時点で同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(10) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	8,500	8,500	(*1)	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	2,000	2,000	(*1)	
原則的処理	コモディティスワップ取引 支払固定・受取変動	商品及び製品	385	—	△31	取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ 人民元 豪ドル 香港ドル タイバーツ	売掛金	12,517	69	147	取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
			612	—	△34	
			517	517	8	
			35	—	△1	
			8	—	0	
			1	—	1	
	買建 米ドル 円 タイバーツ 豪ドル ユーロ	買掛金	3,020	—	131	
			95	—	4	
			44	—	△2	
			7	—	0	
		4	—	0		
合計		16,866	587	—		

(*1) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	7,713

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	345円44銭
1株当たり当期純利益金額	50円70銭

VI. その他の注記

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	238,044	流動負債	215,562
現金及び預金	7,728	支払手形	1,696
受取手形	51,878	電子記録債権	7,045
売掛金	159,696	買掛金	156,577
商品及び製品	8,897	短期借入金	40,720
前払費用	3,313	リース債権	10
繰延税金資産	179	未払金	196
未収収益	499	未払費用	1,324
関係会社短期貸付金	353	未払法人税等	1,761
未収入金	3,232	前受り金	4,166
その他当金	2,148	前受り収益	1,014
貸倒引当金	282	賞与引当金	60
	△165	その他	716
固定資産	31,562	固定負債	17,415
有形固定資産	5,184	長期借入金	15,000
建物	1,175	リース債権	11
構築物	72	繰延税金負債	438
機械及び装置	58	繰延税金負債当金	444
車両運搬具	0	償還損失引当金	143
工具、器具及び備品	38	債務保証損失引当金	143
土地	3,816	長期預り金	1,335
リース資産	20	資産除去債	4
無形固定資産	995	その他	36
ソフトウェア	995	負債合計	232,977
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	25,382	株主資本	36,357
投資有価証券	7,053	資本剰余金	8,750
関係会社株	8,500	資本剰余金	8,750
出資	556	資本準備金	8,750
関係会社出資	4,373	利益剰余金	18,923
長期貸付金	76	その他利益剰余金	18,923
従業員に対する長期貸付金	43	繰越利益剰余金	18,923
破産更生債権等	224	自己株式	△65
長期前払費用	2,713	評価・換算差額等	270
差入保証金	1,548	その他有価証券評価差額金	322
その他	762	繰延ヘッジ損益	△52
貸倒引当金	△471	純資産合計	36,628
資産合計	269,606	負債純資産合計	269,606

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		986,010
商 品 期 首 た な 卸 高	12,172	
当 期 商 品 仕 入 高	947,417	
小 商 品 期 末 た な 卸 高	959,589	
売 上 総 利 益	8,897	950,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		35,317
営 業 利 益		27,503
受 取 配 当 金 益	271	
受 取 替 換 貸 付 金 戻 入	1,143	
受 取 引 当 金 の 外 費	153	
受 取 倒 引 の 外 費	218	
営 業 支 払 の 利 益	350	2,270
経 常 利 益	131	
特 別 利 益	993	
特 別 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	221	1,215
特 別 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	42	8,868
特 別 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	444	42
特 別 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	219	
特 別 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	8	673
税 引 前 当 期 純 利 益		8,237
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	3,275	
法 人 税、 住 民 税 等 調 整 額	△49	3,226
当 期 純 利 益		5,011

株主資本等変動計算書

（自 平成23年4月1日）
（至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	種 類 株 式 B 取 得 積 立 金				
当 期 首 残 高	8,750	8,750	—	—	19,074	△62		36,512	
当 期 変 動 額									
種類株式B取得積立金の積立				4,000	△4,000			—	
種類株式B取得積立金の取崩				△4,000	4,000			—	
剰 余 金 の 配 当					△1,162			△1,162	
当 期 純 利 益					5,011			5,011	
自 己 株 式 の 取 得						△4,003		△4,003	
自 己 株 式 の 消 却			△4,000			4,000		—	
その他資本剰余金の負の残高の振替			4,000		△4,000			—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△151	△3		△154	
当 期 末 残 高	8,750	8,750	—	—	18,923	△65		36,357	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
当 期 首 残 高	399	23	36,935
当 期 変 動 額			
種類株式B取得積立金の積立			—
種類株式B取得積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△1,162
当 期 純 利 益			5,011
自 己 株 式 の 取 得			△4,003
自 己 株 式 の 消 却			—
その他資本剰余金の負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△76	△76	△152
当 期 変 動 額 合 計	△76	△76	△307
当 期 末 残 高	322	△52	36,628

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商 品 … 移動平均法（一部の商品については個別法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準を採用しており、建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する減価償却の方法と同一の基準に基づく定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、次回賞与支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(3) 補償損失引当金

機材納入契約等のクレームに係る損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超えているため、当該超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて表示しております。

会計基準変更時差異(4,018百万円)については、15年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法によりそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,904百万円

2. 保証債務及び手形遡求債務等

(1) 保証債務

関係会社等の金融機関借入金等に対する債務保証であり、その主な保証先は次のとおりであります。なお、保証人の間で負担の取決めがある場合には、当社の負担額を記載しております。

上海嘉日鋼板製品有限公司	770百万円
蘇州日鉄金属製品有限公司	677百万円
サントク精研(株)	277百万円
NS Hanoi Steel Service Co., Ltd.	188百万円
Siam Tinplate Co., Ltd.	150百万円
その他(5件)	258百万円
計	<u>2,322百万円</u>

(2) 受取手形割引高 8,545百万円

(3) 貿易債権流動化残高 7,229百万円

流動化対象債権に係る商品については所有権を留保しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 39,661百万円

短期金銭債務 31,160百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	189,714百万円
仕入高	559,620百万円
営業取引以外の取引高	2,588百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	270,376株
------	----------

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、貸倒引当金及び未払事業税等の否認であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額は579百万円であります。

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約（リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの）により使用している主な固定資産として、事務機器があります。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	新日本製鐵(株)	(所有)直接0.0% (被所有)直接32.5% 間接1.8%	各種鉄鋼製品の仕入並びに原燃料等の販売 役員の転籍及び兼任	各種鉄鋼製品の仕入	515,047	買掛金	25,859
				原燃料及び機械等の販売	58,966	売掛金	16,331
				種類株式会社Bの取得	4,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

各種鉄鋼製品の仕入、原燃料及び機械等の販売の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 1. 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

2. 種類株式会社Bは、会社法第156条に基づき平成23年6月28日開催の定時株主総会の承認を得て取得したものであります。

2. 関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	N S Mコイルセンター(株)	(所有)直接61.0%	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の販売	12,360	売掛金	4,357
	Nippon Steel Trading America, Inc.	(所有)直接100.0%	各種鉄鋼製品の販売	各種鉄鋼製品の販売	12,778	売掛金	2,832
	タカハシスチール(株)	(所有)直接80.0%	特殊鋼の販売	特殊鋼の販売	5,626	売掛金	2,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

記載各社との各種鉄鋼製品等の仕入、販売の取引条件は、いずれも当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	新日鐵住金ステンレス㈱ (新日本製鐵㈱の子会社)	なし	各種ステンレス製品の仕入並びにステンレス屑等及び各種鉄鋼製品の販売	各種ステンレス製品の仕入	22,826	買掛金	1,824
				ステンレス屑等及び各種鉄鋼製品の販売	45,194	売掛金	3,188
	日鐵住金建材㈱ (新日本製鐵㈱の子会社)	(被所有)直接1.0%	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の仕入	19,949	買掛金	6,110
				各種鉄鋼製品の販売	15,662	売掛金	3,808
	日鉄住金鋼板㈱ (新日本製鐵㈱の子会社)	なし	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の仕入	12,766	買掛金	3,478
				各種鉄鋼製品の販売	22,048	売掛金	8,586
	大阪製鐵㈱ (新日本製鐵㈱の子会社)	(被所有)直接0.0%	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の仕入	15,265	買掛金	5,541
	小松シャリング㈱ (新日本製鐵㈱の子会社)	なし	各種鉄鋼製品の仕入並びに販売	各種鉄鋼製品の販売	6,383	売掛金	3,486

取引条件及び取引条件の決定方針等

記載各社との各種鉄鋼製品等の仕入、販売の取引条件は、いずれも当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注) 金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、債権債務の「期末残高」には消費税等が含まれております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	256円78銭
1株当たり当期純利益金額	36円82銭

IX. その他の注記

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

日鐵商事株式會社
取締役會 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 澤 秀 樹	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵 洋 志	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 本 敬 久	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鐵商事株式會社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鐵商事株式會社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

日 鐵 商 事 株 式 會 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 澤 秀 樹	㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵 洋 志	㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 本 敬 久	㊤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鐵商事株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査方法等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、重要な不備はない旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月16日

日 鐵 商 事 株 式 會 社 監 査 役 会

常任監査役(常勤)	海老原 生 夫	㊟
常任監査役(常勤)	渡 辺 行 雄	㊟
社 外 監 査 役	小 倉 良 弘	㊟
社 外 監 査 役	太 田 克 彦	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、業績の推移を踏まえ、経営基盤及び財務体質の一層の強化に向けた自己資本の蓄積や企業価値向上のための投資、及び種類株式の償還などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への継続的、安定的な利益還元に十分留意し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類及びその総額

金銭とし、総額566,936,696円といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項

① 当社普通株式1株につき、4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の普通株式に対する配当総額は538,122,496円となります。

これにより、平成23年12月に中間配当金として1株につき3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金の合計は1株につき7円となります。

② 当社種類株式B 1株につき、72円3銭5厘5毛といたします。

定款の定めにより、種類株式B 1株当たりの発行価額（10,000円/1株）に本年3月30日付全国銀行協会発表の6ヶ月物東京日本円銀行間金利申込利率〈6ヶ月物円TIBOR〉に1パーセントを加えた利率を乗じた金額（144円7銭1厘）から、平成23年12月にお支払いした中間配当の金額（72円3銭5厘5毛）を控除しております。

なお、この場合の種類株式Bに対する配当総額は28,814,200円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

2. 種類株式B取得積立金の積立に関する事項

当社は、第2号議案「自己株式（種類株式B）取得の件」が承認された場合には、当社取締役会の決議に基づき当社種類株式Bの合意取得の実施を予定しております。当該種類株式Bの取得に備え、種類株式B取得積立金として、以下のとおり計上いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

種類株式B取得積立金 4,000,000,000円

第2号議案 自己株式（種類株式B）取得の件

当社は、平成14年度に種類株式Bを150万株、150億円（10,000円／1株）で発行しております。当該種類株式Bは、取得請求権付株式であり、平成24年8月1日以降、当社の平成14年度以降の各期の税引後当期利益の累積額が100億円を超えている場合に、当社は定款の定めに従って、前期の税引後当期利益の2分の1に相当する額を上限として、種類株式Bを発行価額にて取得することになっておりますところ、財務体質の健全化も当初の見込みより進捗しましたことから、既に110万株を前倒しで取得いたしました。今期につきましても、税引後当期利益の累積額は100億円を超えており、財務体質も健全さを維持しておりますので、種類株式Bについて、会社法第156条に基づき、以下のとおり残りの40万株全株を前倒しで取得することといたしたいと存じます。

なお、今回の種類株式Bの取得により、発行済みの種類株式B全株について取得が完了することとなります。

(1) 取得する株式の種類及び種類ごとの数

当社種類株式B 40万株

(2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額 金40億円

(3) 株式を取得することができる期間

本総会終結の時から平成24年9月30日まで

なお、本総会日現在、種類株式Bを保有する株主は、新日本製鐵株式会社1社のみです。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

種類株式Bに関する規定の削除

第2号議案「自己株式（種類株式B）取得の件」が承認され、その後の当社取締役会の決議に基づき、当社種類株式B40万株の合意取得と消却が実施された場合は、発行済みの種類株式Bは存在しなくなります。また、定款第6条の規定に基づき、発行可能株式総数及び種類株式Bの発行可能株式総数はそれぞれ40万株減少することになりますので、種類株式Bの発行可能株式総数もゼロとなります。従いまして、かかる株式の消却が実施されることを条件に、消却された日をもって、発行可能株式総数の変更及び種類株式Bに関する規定を削除するとともに、本変更にとまなう条数の繰り上げ等所要の変更を行う定款変更について、予め決議をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条 (株式の種類及び発行可能株式総数) <u>当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式(以下「種類株式B」という。)を発行することができる。</u> <u>当社の発行可能株式総数は、2億3,240万株とし、このうち2億3,200万株は普通株式、40万株は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第7条 (単元株式数) <u>当社の普通株式の単元株式数及び種類株式Bの単元株式数はいずれも1,000株とする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 の 2 種 類 株 式 B</p> <p>第12条 (優先配当金) <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主(以下「種類株主B」という。)及び種類株式Bの登録株式質権者(以下「種類登録株式質権者B」という。)に対し、普通株式を保有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当(以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。)を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 (同左)</p> <p>第1条～第5条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 (同左)</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) (削る) <u>当社の発行可能株式総数は、2億3,200万株とする。</u></p> <p>第7条 (単元株式数) <u>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>第8条～第11条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6ヶ月物円TIBOR」という。）に1パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</u></p> <p><u>当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>当社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</u></p> <p><u>第12条の2（非累積型）</u></p> <p><u>種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対して優先配当基準金額の優先配当を行わない場合においても、その差額は翌事業年度以降累積しない。</u></p> <p><u>第12条の3（非参加型）</u></p> <p><u>種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える剰余金の配当は行わない。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の7（金銭を対価とする取得請求権付株式） <u>当社は、種類株主B及び種類登録株式質権者Bの請求に基づき、平成24年8月1日以降、毎事業年度に、前期の税引後当期利益の2分の1に相当する額を上限として、種類株式Bを発行価額にて取得する。但し、当社の平成14年度以降平成23年度までの各期の税引後当期利益の累積額が100億円を超えていない場合は、上記の取得はできないものとし、この場合は、当該累積額に平成24年度以降の各期の税引後当期利益を加えて100億円を超えた翌期以降から上記の取得をするものとする。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章（同左）</p>
<p>第13条～第16条（略）</p>	<p>第12条～第15条（同左）</p>
<p>第17条（総会の決議方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第16条（総会の決議方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第18条（議決権の代理行使） 普通株主は、当社の議決権を有する他の普通株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>第19条（種類株主総会） 第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、開催場所、議長、決議方法及び議決権の代理行使）は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章（同左）</p>
<p>第20条～第29条（略）</p>	<p>第18条～第27条（同左）</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章（同左）</p>
<p>第30条～第38条（略）</p>	<p>第28条～第36条（同左）</p>
<p>第 6 章 計 算 等</p>	<p>第 6 章（同左）</p>
<p>第39条～第42条（略）</p>	<p>第37条～第40条（同左）</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
1	いまくぼ てつ お 今久保 哲 大 (昭和21年12月4日)	平成17年4月 新日本製鐵(株)常務取締役 平成20年4月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役、当社顧問 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	普通株式 52,000株
2	やま ぐち かず お 山 口 和 夫 (昭和24年11月16日)	平成18年10月 三井物産(株)駐中国副総代表 三井物産(中国)有限公司副董事長 三井物産(上海)貿易有限公司董事長・総経理 平成19年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員 平成20年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	普通株式 49,000株
3	よこ やま ゆう じ 横 山 雄 治 (昭和24年5月28日)	平成16年9月 新日本製鐵(株)より宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司に出向 董事・副総経理 平成20年4月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	普通株式 43,000株
4	さい とう はる ひろ 齋 藤 晴 洋 (昭和25年8月1日)	平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役、執行役員 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員 平成22年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	普通株式 64,000株

	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
5	たま がわ あき お 玉 川 明 夫 (昭和27年12月23日)	平成7年11月 新日本製鐵(株)よりエヌエス・カルコンプ(株) (現、日本オセ(株))に出向 取締役企画管理本部長 平成12年6月 当社資金部長 平成16年4月 当社参与、財務部長 平成17年4月 当社執行役員、財務部長 平成19年4月 当社執行役員、企画部長 平成21年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 平成23年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	普通株式 33,000株
6	うえ むら あき お 植 村 明 男 (昭和26年11月3日)	平成16年4月 当社参与、総務人事部長 平成17年4月 当社執行役員、総務人事部長 平成18年4月 当社執行役員、人事秘書部長 平成21年4月 当社常務執行役員、人事秘書部長 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	普通株式 41,000株
7	いま ばやし やす ひろ 今 林 靖 博 (昭和27年1月21日)	平成6年10月 新日本製鐵(株)知的財産部総括室長 平成16年4月 当社参与、法務部長 平成18年4月 当社参与、総務法務部長 平成19年4月 当社執行役員、総務法務部長 平成22年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	普通株式 30,000株
8	かず さ さとし 上 総 諭 (昭和28年12月17日)	平成19年4月 当社参与、大阪支店薄板部長 平成21年4月 当社参与、名古屋支店長 平成22年4月 当社執行役員、名古屋支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 現在に至る	普通株式 8,000株

- (注) 1. 上記の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社における担当は、12～13ページに記載しております。
3. 取締役候補者齋藤晴洋氏は、平成24年6月28日付で小池酸素工業(株)の社外取締役に就任予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役太田克彦氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
たけうち ゆたか 竹内 豊 (昭和31年12月10日)	平成17年4月 新日本製鐵㈱財務部長 平成21年4月 同社経営企画部長 平成23年4月 同社執行役員経営企画部長 現在に至る	—

(注) 1. 上記の監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 竹内 豊氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 竹内 豊氏は、新日本製鐵㈱の執行役員経営企画部長であり、同社の財務及び経営企画部門での長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、当社の監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、新日本製鐵㈱は、当社の主要取引先であり、当社の大株主（第一位）であります。

(2) 当社は、竹内 豊氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

平成21年6月24日開催の第32回定時株主総会において、国峰 淳氏は「社外監査役小倉良弘氏及び太田克彦氏の補欠監査役」として選任いただいておりますが、本総会終結の時をもって監査役太田克彦氏は辞任され、第5号議案にて、竹内 豊氏をあらたに監査役に選任いただくことをお願いしておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて「社外監査役の補欠監査役」候補者としての選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
くに みね じゅん 国 峰 淳 (昭和30年10月29日)	平成15年7月 新日本製鐵(株)東北支店長 平成17年6月 日鐵建材工業(株) (現 日鐵住金建材(株)) 企画財務部長、 当社監査役 (非常勤) 平成20年6月 日鐵住金建材(株)取締役企画財務部長、 当社監査役 (非常勤) 平成23年6月 同社常務取締役 現在に至る	—

- (注) 1. 上記の補欠監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 国峰 淳氏は、鉄鋼業界における長年の経験と幅広い見識に基づき、平成17年から平成21年までの4年間、当社の社外監査役として適切に職務を遂行いただきました。この当社の社外監査役としての経験を活かしていただくため、引き続き補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。
3. 当社は、国峰 淳氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

